

○ 中津川市ゴルフ場等大規模開発事業指導審査会設置要綱

(平成2年8月31日決裁)

(設置)

第1条 本市におけるゴルフ場等大規模開発事業について適確な事務処理及び関係部課等との調整を図るため、中津川市ゴルフ場等大規模開発事業指導審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、会長、副会長及び審査員をもって組織する。

2 会長、副会長及び審査員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第3条 会長は、審査会を総理する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(審査会の招集)

第4条 審査会は、必要に応じ、会長が招集する。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、基盤整備部管理課において処理する。

(審査の確認)

第6条 会長は、審査の結果を、市長、副市長並びに関係部長に報告し、土地利用計画を確認するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年9月1日から施行する。